

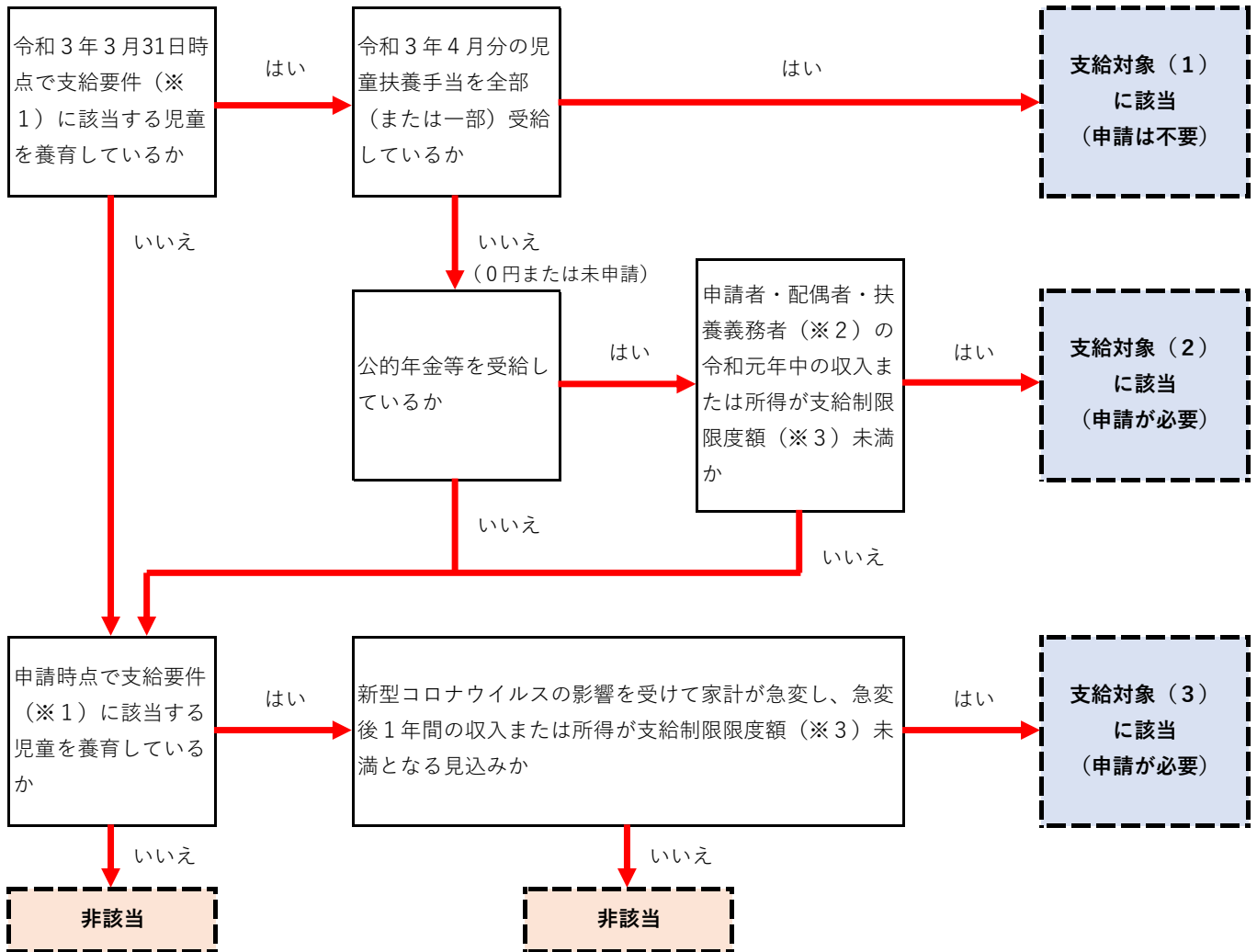
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

支給要件確認フローチャート

【支給対象者】 次のいずれかに該当する方

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の支給を受けている方と同じ水準となっている方

ここから確認



※1 支給要件

18歳到達後最初の年度末（3月31日）までの児童（20歳未滿で中度以上の障害を有する児童を含む）で、次のいずれかの状態にある児童

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母が重度の障害を有する
- 父または母が生死不明
- 父または母に1年以上遺棄されている
- 父または母が配偶者からのDVで「裁判所からの保護命令」を受けている
- 父または母が法令により1年以上拘禁されている
- 母が婚姻によらないで出生した

※2 扶養義務者とは

申請者と生計を同じくしている父母・祖父母・子・孫などの直系血族および兄弟姉妹をいいます。同居している場合は、住民票上世帯別であっても扶養義務者となります。

※3 支給制限限度額表

収入および所得には、養育費、公的年金を含みます。

扶養人数	申請者		配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
	収入基準	所得基準	収入基準	所得基準
0人	3,114,000円	2,000,000円	3,725,000円	2,440,000円
1人	3,650,000円	2,380,000円	4,200,000円	2,820,000円
2人	4,125,000円	2,760,000円	4,675,000円	3,200,000円
3人	4,600,000円	3,140,000円	5,150,000円	3,580,000円
4人	5,075,000円	3,520,000円	5,625,000円	3,960,000円
5人	5,550,000円	3,900,000円	6,100,000円	4,340,000円